

辰野町エネルギー価格高騰対策建設業・製造業・飲食サービス業・
辰野町料飲店組合・道路貨物運送業・タクシー業・福祉施設支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原材料・エネルギー価格の高騰、円安による輸入コスト増、人手不足による物流費・人件費の上昇等による物価高騰で、特に大きな影響を受けている町内の建設業者、製造業者、飲食サービス業者、辰野町料飲店組合員、道路貨物運送業者、タクシー業者及び福祉施設を支援するため、予算の範囲内で辰野町エネルギー価格高騰対策建設業・製造業・飲食サービス業・辰野町料飲店組合・道路貨物運送業・タクシー業・福祉施設支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設業 日本標準産業分類に規定する建設業を行うもので建設業の許可を受けているもの又は辰野町商工会建設業部会員であって、町内に事業所を有するものをいう。
- (2) 製造業 日本標準産業分類に規定する製造業を行うものであって、町内に事業所を有するものをいう。
- (3) 飲食サービス業 日本標準産業分類に規定する飲食サービス業を行うものであって、町内に事業所を有するものをいう。
- (4) 辰野町料飲店組合員 辰野町料飲店組合の組合員であって、町内に事業所を有するものをいう。
- (5) 一般貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業を行うものであって、町内に事業所を有するものをいう。
- (6) 貨物軽自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業を行うものであって、町内に事業所を有するものをいう。
- (7) タクシー業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号に規定する一般旅客自動車運送事業を営業者のうち、同法第4条第1項に規定する国土交通大臣の許可を受けた旅客自動車運送事業者であって、主としてタクシー事業を行うもの及び乗車定員10人以下の自動車を用いて事業を行うものであって、町内に事業所を有するものをいう。
- (8) 福祉施設 町内に福祉施設を有する運営法人のうち、別表1に掲げるものをいう。
- (9) 特定事業者 前各号に規定する業種を主たる業種（個人事業主については、確定申告の事業所得における各事業の占める割合を以て主たる業種を判断すること

とし、農業所得の多寡は主たる業種の判断において考慮しないものとする。以下同じ。)とする建設業者、製造業者、飲食サービス業者、辰野町料飲店組合員、一般貨物自動車運送事業者、貨物軽自動車運送事業者、タクシー業者、福祉施設運営事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、支援金の交付目的となる事業所を町内に有する法人又は個人事業主であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和8年4月1日時点で特定事業者であること。
- (2) 交付申請日時点で休業又は廃業をしておらず、交付申請後も事業の継続を予定していること。
- (3) 法人の代表者又は個人事業主が辰野町暴力団排除条例(平成24年辰野町条例第29号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び同条例第6条に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 宗教上の組織若しくは団体及び政治団体でないこと。

2 辰野町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例(平成17年辰野町条例第3号)第2条に規定する町税等の滞納がある場合は、支援金を交付しない措置をとることができる。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、1事業者につき1回限り10万円とする。

(交付申請)

第5条 前条に規定する支援金の交付を受けようとする者は、辰野町エネルギー価格高騰対策建設業・製造業・飲食サービス業・辰野町料飲店組合・道路貨物運送業・タクシー業・福祉施設支援金交付申請書兼請求書(様式第1号。以下「請求書」という。)及び辰野町物価エネルギー価格高騰対策建設業・製造業・飲食サービス業・辰野町料飲店組合・道路貨物運送業・タクシー業・福祉施設支援金誓約書(様式第2号。以下「誓約書」という。)に、次に掲げる書類を添えて申請するものとする。

- (1) 許可等を要する業種を営む者については、許可証等の写し
- (2) 振込先口座のわかるものの写し
- (3) 個人事業主の場合は、本人確認書類(運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳等)の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 申請は、次に掲げる方式により行う。

- (1) オンライン申請方式 申請者が、請求書及び誓約書に掲げる事項を入力のうちながらの電子申請サービスより申請する方式
- (2) 郵送申請方式 申請者が、請求書及び誓約書を郵送により申請する方式
- (3) 窓口申請方式 申請者が、請求書及び誓約書を窓口に申請する方式

- 3 町長は、前項の書類により証明すべき事実を町が保有する公簿等により確認することができるときは、申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

(支援金の交付)

第6条 町長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者の指定する金融機関に口座振替の方法により交付するものとする。

(不交付要件)

第7条 前条の規定にかかわらず、本支援金の趣旨から適切でないと町長が判断する者に対しては、支援金を交付しない。

- 2 前項に該当する者に対しては、不交付を決定し通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 町長は、支援金の交付対象者が偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたときは、支援金の交付の決定を取り消すものとする。

- 2 町長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る支援金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和8年9月30日限り、その効力を失う。

別表1（第2条関係）

（福祉施設）

<p>入所・入居施設</p>	<p>特別養護老人ホームかたくりの里 特別養護老人ホームきりとう 介護老人福祉施設福寿苑 ふらっと辰野特別養護老人ホーム グレイスフル辰野 第2グレイスフル辰野 グループホーム歩歩清風 グループホーム平出ホーム</p>
<p>入所・入居以外のサービスを提供する施設</p>	<p>デイサービスひかり ふらっとデイサービスお茶やしき 両小野診療所（デイケア） 辰野町障がい者就労支援センター 辰野町地域活動支援センター ほたるっこ 放課後等デイサービス事業所辰野CoCo Color みらい福祉会 辰野町社会福祉協議会 富士見高原医療福祉センター介護サービスステーション伊北 多機能型事業所SoRa 小規模多機能型居宅介護ふらっとひろば 宅幼老所デイホームめぐる 就労継続支援B型事業所あかつき辰野</p>